

サステナビリティ保証アップデート ISSA 5000 「サステナビリティ保証業務の一般的 要求事項」解説等

日本公認会計士協会 テクニカルディレクター
国際監査・保証基準審議会 (IAASB) テクニカルアドバイザー
甲斐 幸子

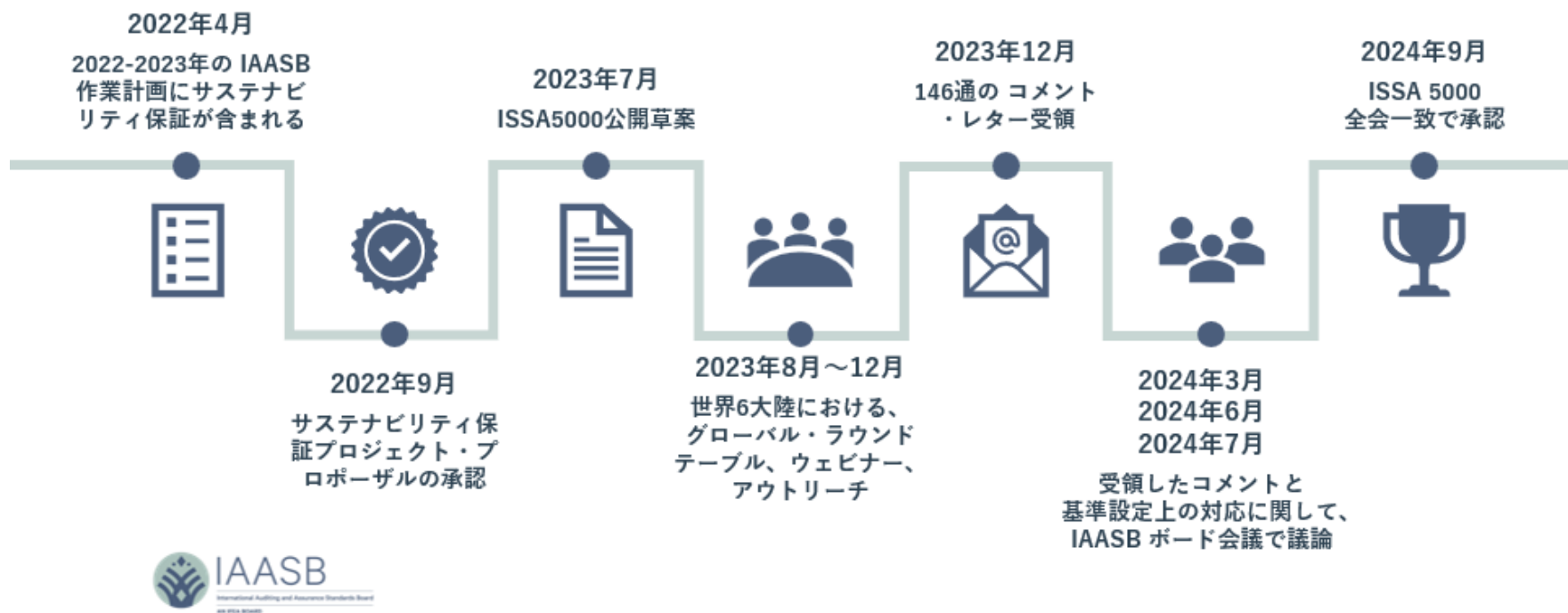


目次

1. ISSA 5000 公表までのスケジュール
2. 強力なグローバル・サステナビリティ報告エコシステムの構築
3. ISSA 5000の特徴
4. ISSA 5000の目次（仮訳）
5. ISSA 5000のポイント
6. ISSA 5000の適用支援
7. 日本公認会計士協会による実務指針の開発

1. ISSA 5000 公表までのスケジュール

- 2024年9月、国際監査・保証基準審議会（IAASB）は国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」を全会一致で承認、公益監視委員会（PIOB）の承認を受け、同年11月に公表
- 通常の基準開発よりも**早いスケジュールでの承認**



日本公認会計士協会 サステナビリティ保証シンポジウム2025「我が国におけるサステナビリティ保証業務の今後の展望～ISSA5000の策定を受けて」基調講演資料（以下「基調講演資料」という。）より抜粋

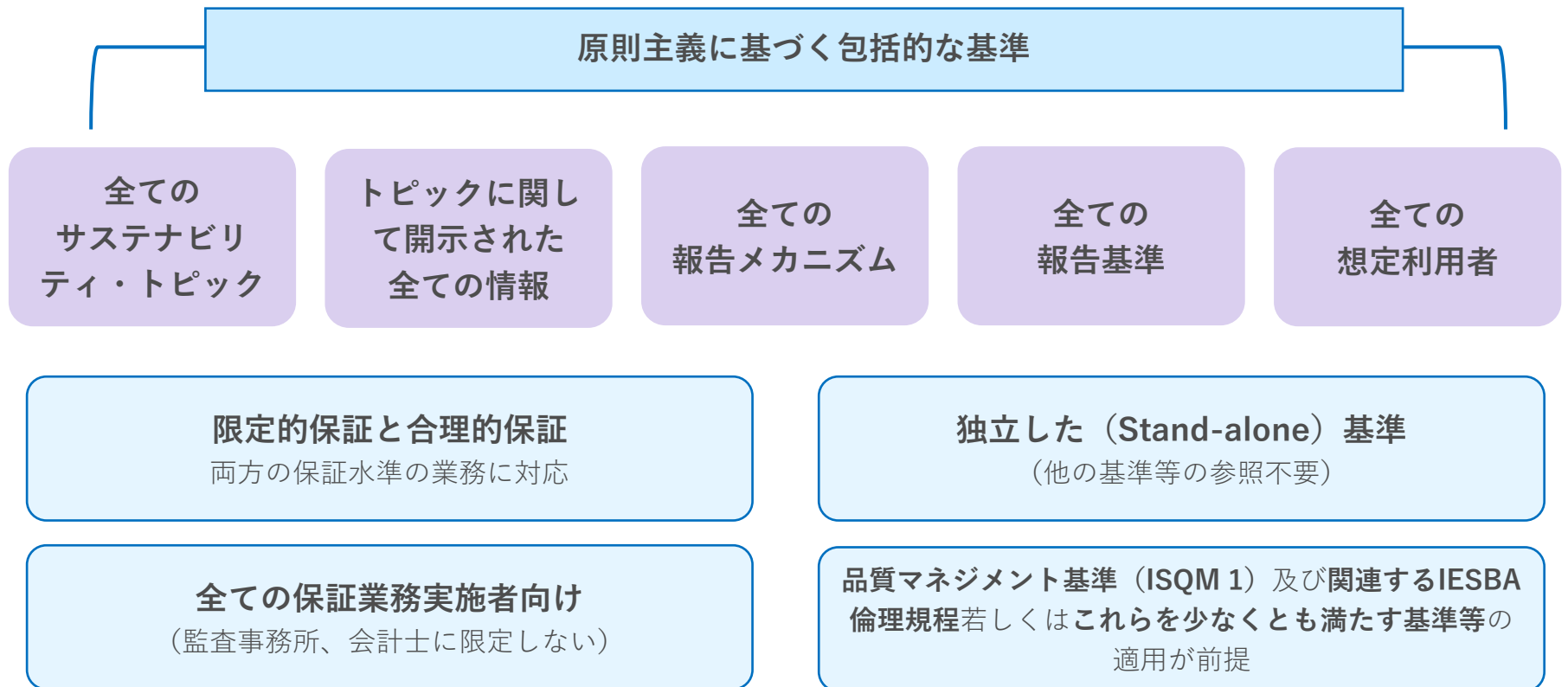
2. 強力なグローバル・サステナビリティ報告エコシステムの構築



「基調講演資料」より抜粋

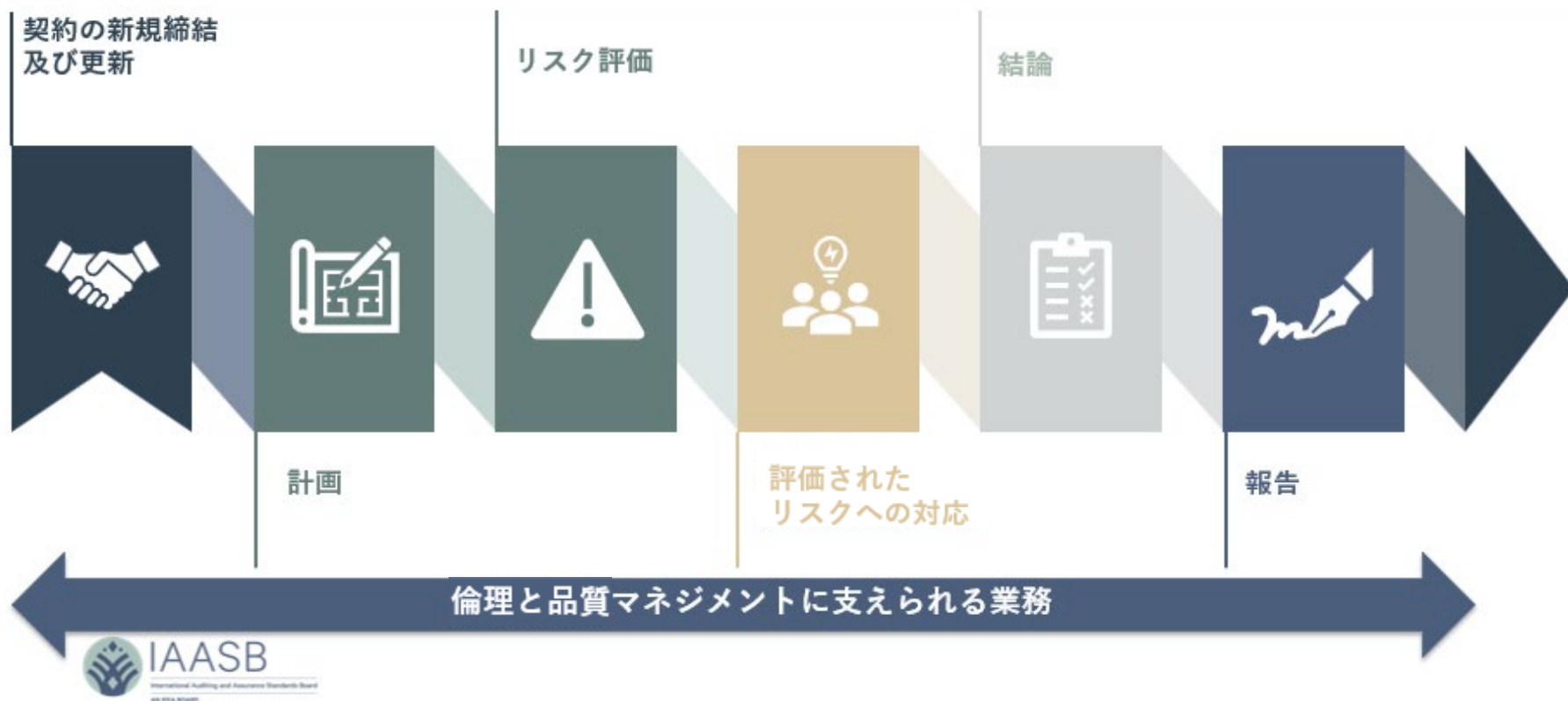
3. ISSA 5000の特徴

- ISSA 5000はグローバル・ベースラインとなる基準となっている。



3. ISSA 5000の特徴（続き）

- ISSA 5000は保証業務の開始から完了までを扱っている。



「基調講演資料」より抜粋

4. ISSA 5000の目次（仮訳）

タイトル	
イントロダクション	
本ISSAの範囲	
適用日	
目的	
定義	
要求事項（※適用指針は割愛）	
ISSAに準拠した保証業務の実施	計画
保証業務契約の新規の締結及び更新	リスク評価手続
事務所レベルの品質マネジメント	重要な虚偽表示リスクへの対応
業務レベルの品質マネジメント	識別した虚偽表示の集計及び検討
不正及び違法行為	適用される規準の記述の評価
経営者及びガバナンスに責任を有する者とのコミュニケーション	後発事象
文書化	経営者及びガバナンスに責任を有する者の確認書
保証業務の前提条件	その他の記載内容
保証業務の契約条件	保証の結論の形成
証拠	保証報告書の作成

- ISSA 5000の目次は左記のとおりである（仮訳）。
- 業務実施者の**目的**、当該目的を達成するために設定された**要求事項**、**要求事項の詳細な説明及びその指針を提供する適用指針**、**基準の適切な理解のための背景説明を記載したイントロダクション**、**定義**、から構成される。

ISSA 5000 contents 原文

↓ (適用指針の目次)

INTERNATIONAL STANDARD ON SUSTAINABILITY ASSURANCE (ISSA) 5000. GENERAL REQUIREMENTS FOR SUSTAINABILITY ASSURANCE ENGAGEMENTS	
(Effective for assurance engagements on sustainability information reported for periods beginning after December 15, 2020 or as at a specific date on or after December 15, 2020.)	
CONTENTS	
	Page
Introduction	1
Scope of this ISSA	8-1
Effective Date	1
Objectives	16-1
Definitions	1
Requirements	19-1
Conduct of an Assurance Engagement in Accordance with the ISSAs	19-1
Acceptance and Continuance of the Assurance Engagement	26-1
Firm-level Quality Management	2
Engagement-level Quality Management	31-4
Fraud and Non-Compliance with Laws and Regulations	64-4
Communication with Management and Those Charged with Governance	1
Documentation	69-3
Procedures for an Assurance Engagement	75-4
Terms of the Assurance Engagement	85-1
Evidence	89-4
Planning	95-11
Risk Assessment Procedures	103-11
Responding to Risks of Material Misstatement	108-11
Accumulation and Consideration of Identified Misstatements	131-11
Evaluating the Description of Applicable Criteria	141
Subsequent Events	163-11
Written Representations from Management and Those Charged with Governance	165-11
Other Information	171-11
Forming the Assurance Conclusion	178-11
Preparing the Assurance Report	186-21
Application and Other Explanatory Material	A1-A11
Introduction	A1-A11
Scope of this ISSA	A12-A12
Definitions	A158-A161
Conduct of an Assurance Engagement in Accordance with the ISSAs	A41-A45
Acceptance and Continuance of the Assurance Engagement	A58-A63
Firm-level Quality Management	A68-A71
Engagement-level Quality Management	A75-A101
Fraud and Non-Compliance with Laws and Regulations	A102-A102
Communication with Management and Those Charged with Governance	A106-A117
Documentation	A171-A181
Procedures for an Assurance Engagement	A184-A211
Terms of the Assurance Engagement	A215-A221
Evidence	A225-A271
Planning	A277-A311
Risk Assessment Procedures	A313-A411
Responding to Risks of Material Misstatement	A420-A491
Accumulation and Consideration of Identified Misstatements	A470-A511
Evaluating the Description of Applicable Criteria	A499-A501
Subsequent Events	A502-A502
Written Representations from Management and Those Charged with Governance	A506-A507
Other Information	A508-A511
Forming the Assurance Conclusion	A519-A528
Preparing the Assurance Report	A537-A552
Appendix 1: Sustainability Matters and Sustainability Information	
Appendix 2: The Practitioner's Consideration of the Entity's Process to Identify Sustainability Information to Be Reported	
Appendix 3: Illustrations of Assurance Reports on Sustainability Information	

5. ISSA 5000のポイント

- ISSA 5000に関し、日本の利害関係者から提起された主な事項は次のとおりである。

 <p>職業にとらわれない (Profession agnostic)</p>	 <p>適用範囲 及びGHGの 包含</p>	 <p>重要性 ・業務実施者 ・企業のプロセス ・ダブル・マテリアリティ</p>	 <p>不正と 違法行為</p>	 <p>倫理と品質 マネジメント (QM) を「少なくとも満たす」</p>	 <p>限定的保証と 合理的保証 の作業</p>
--	---	---	---	--	---



IAASBとIESBAの連携 > 完全に一致

「基調講演資料」より抜粋

5. ISSA 5000のポイント（続き）

- ISSA 5000に関し、日本の利害関係者から提起された主な事項は次のとおりである。（続き）



5. ISSA 5000のポイント（続き）

(1) 職業にとらわれない（Profession agnostic）

- ISSA 5000は保証業務実施者を職業会計士には限定していない。

(2) 適用範囲及びGHGの包含

- サステナビリティ情報に対する全ての保証業務に対して、ISSA 5000を適用する。ISAE 3410（温室効果ガス報告に対する保証業務）の要求事項は、ISSA 5000に含まれており、ISSA 5000の発効と同時にISAE 3410は廃止される予定である。

(3) 重要性：企業・業務実施者の双方において、利用者の情報ニーズに関連した概念

① 企業のマテリアリティ・プロセス	業務実施者は、企業の内部統制システムの理解の際に、企業がサステナビリティ情報で報告すべきサステナビリティ事項や報告境界を決定するために適用する企業のプロセスを理解すること等が求められる。
② 業務実施者の重要性	保証業務を計画・実施し、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないか評価するため、重要性を考慮（定性的開示）・決定（定量的開示）することが求められる。
③ ダブル・マテリアリティ	サステナビリティ報告の枠組みにおいて、企業に対し、ダブル・マテリアリティの適用が求められている場合、業務実施者は、重要性の考慮・決定の際に、財務的マテリアリティとインパクトマテリアリティの双方を考慮することが求められる。

5. ISSA 5000のポイント（続き）

(4) 不正と違法行為

- 不正、違法行為に関連した包括的な要求事項として、以下が含まれる。
 - ▶ 経営者及びガバナンスに責任を有する者の信頼性及び誠実性に関する業務実施者の過去の経験にかかわらず、不正による重要な虚偽表示が行われる可能性に常に留意し、業務の全過程を通じて、職業的懐疑心を保持しなければならない。
 - ▶ 業務の過程で実施した手続によって、違法行為又はその疑いが認識される場合があることに留意しなければならない。
 - ▶ 不正又はその疑いを識別した場合、法令等により、適切な規制当局に報告すること等が求められているかどうかを判断しなければならない。
- 上記の他、業務の特定の局面に関連付けた要求事項が含まれている。

5. ISSA 5000のポイント（続き）

(5) 倫理と品質マネジメントを「少なくとも満たす」

- 以下のいずれかを要求。「少なくとも満たす」の決定に関しては、規制当局及び基準設定主体がその決定の中心的役割を担う。

1. ISQM 1/IESBA倫理規程を適用

2. 適切な当局等(*)が「少なくとも満たす」と決定した法令等を適用

(*)「適切な当局等」は、監査、保証又は関連する職業倫理に関する規定を管轄する国内基準設定主体、規制当局若しくは監督機関、又は公権力が認可する指定認定機関が考えられる。

- 上記2の場合、保証報告書に「少なくとも満たす」と決定した適切な当局等の名称を記載することが求められる。

5. ISSA 5000のポイント（続き）

(6) 限定的保証と合理的保証

- 限定的保証業務又は合理的保証業務のいずれか一方のみに適用される要求事項は、項番号の後に「L」（限定的保証）又は「R」（合理的保証）を付した形式で記載されている。

(7) 見積り及び将来情報に関するアプローチ

- 見積りと将来情報が合わせて要求事項で扱われている。
- 合理的保証業務における経営者の見積り又は将来予測情報を評価するための監査人による見積額又は許容範囲の設定は、見積りに対してのみ適用される要求事項として設定されている。
- 適用される規準に従って将来の戦略、目標又は意思といった将来予測情報の開示が求められている場合、業務実施者は、当該戦略、目標又は意思が達成されるかどうかに関する証拠を入手することや結論を出すことは要求されていない。

5. ISSA 5000のポイント（続き）

(8) グループとバリューチェーン

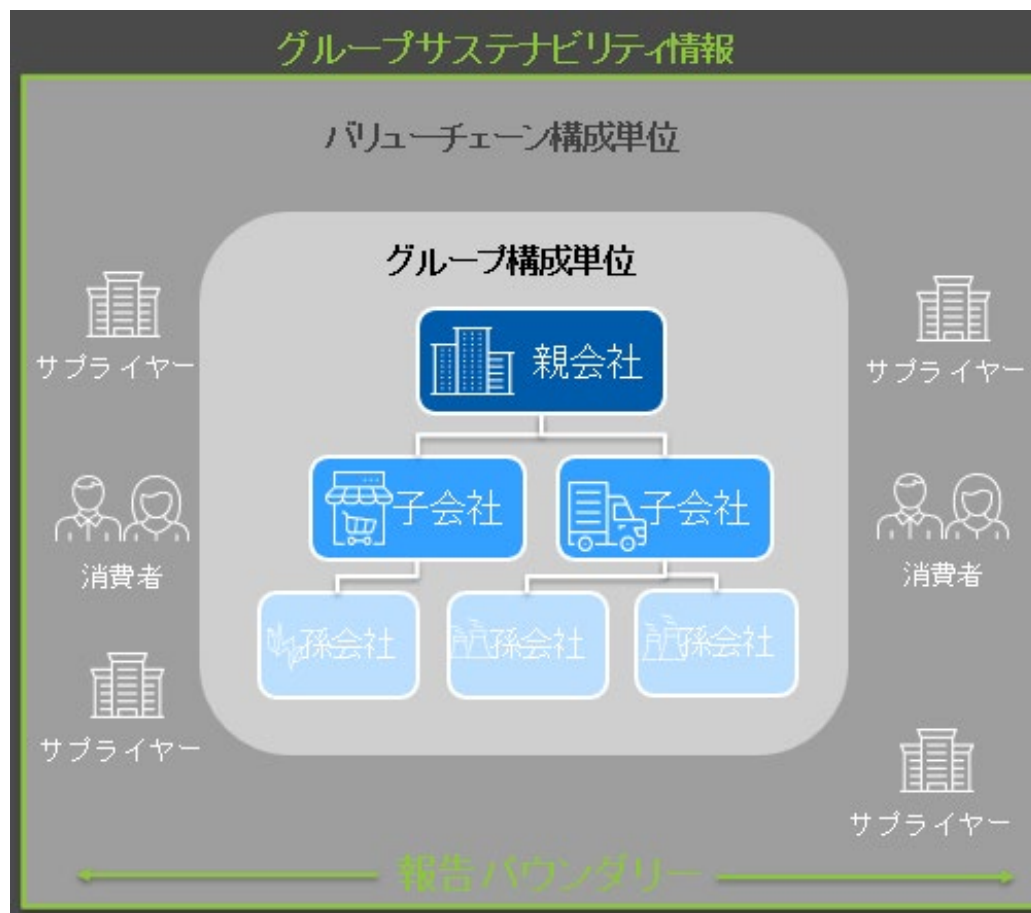
- ISSA 5000は、単体のサステナビリティ情報と、報告バウンダリー内のバリューチェーン企業を含むグループサステナビリティ情報の両方に適用される。

▶ **グループ構成単位：**

報告企業のグループ財務諸表に含めることが求められる企業等（親会社の子会社等）

▶ **バリューチェーン構成単位：**

報告企業の上流又は下流のバリューチェーンに含まれる他の企業



日本公認会計士協会「国際サステナビリティ保証基準（ISSA）5000の概要解説動画」より抜粋

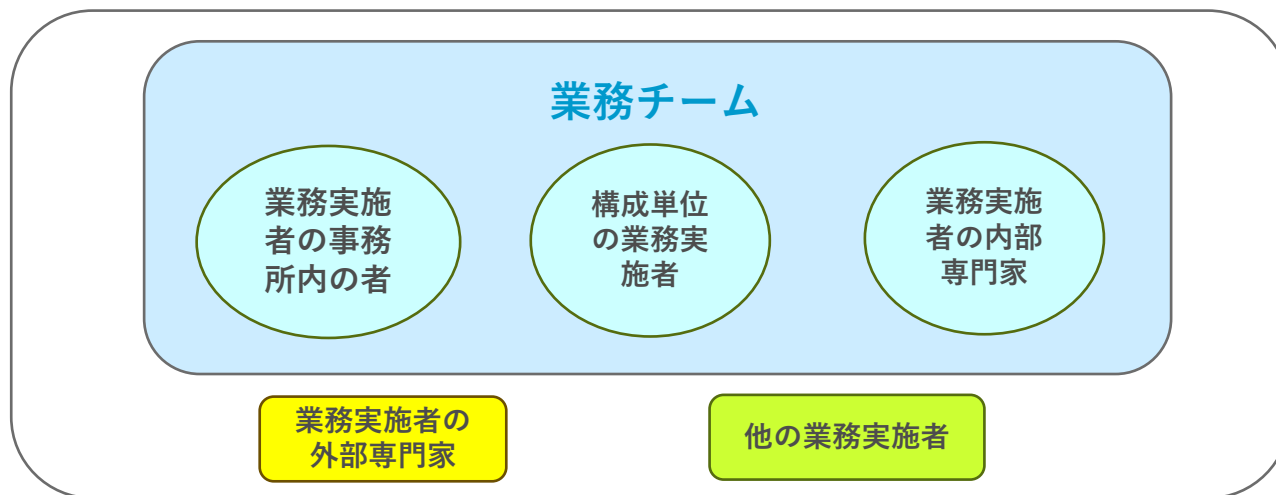
5. ISSA 5000のポイント（続き）

（9）業務チーム vs 他者の業務の利用

「構成単位の業務実施者」…構成単位に関するサステナビリティ保証の作業を実施する事務所であり、業務実施者が、当該事務所の作業に十分かつ適切な関与ができる。

「他の業務実施者」…業務チームは、他の事務所が実施した作業を利用することを意図しているが、当該他の事務所の作業は、業務チームのサステナビリティ保証業務とは別の業務のために実施されており、業務チームが当該他の事務所の作業に十分かつ適切に関与することができない。

「業務実施者の専門家」…業務チームが利用する保証以外の領域の専門性を有する個人又は組織



5. ISSA 5000のポイント（続き）

(10) リスク評価及び限定的保証における内部統制の理解

- 内部統制システムの構成要素の理解

限定的保証の場合は質問、合理的保証の場合は質問とその他の手続を通じて、以下が求められる。

限定的保証	合理的保証
統制環境の理解	統制環境の理解と評価
企業のリスク評価プロセスの結果の理解	企業のリスク評価プロセスの理解と評価
情報システムと伝達の理解と評価	情報システムと伝達の理解と評価
内部統制システムを監視する企業のプロセスの結果の理解	内部統制システムを監視する企業のプロセスの理解と評価
—	統制活動の理解と評価

- 重要な虚偽表示リスクの評価

- ▶ 限定的保証：開示情報レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別及び評価が求められる。
- ▶ 合理的保証：アサーション・レベルでの重要な虚偽表示リスクの識別及び評価が求められる。

5. ISSA 5000のポイント（続き）

(11) 財務諸表監査人との連携

- 保証対象のサステナビリティ情報が含まれる書類に財務諸表が含まれる場合で、財務諸表と保証対象のサステナビリティ情報の間に重要な相違があると思われる、又は財務諸表に重要な誤りがあると思われることに気付いた時には、法令等で禁止されていない限り、企業の経営者に加えて、財務諸表監査人にその旨のコミュニケーションを行うことが要求されている。

(12) 保証報告書の透明性

- 限定的保証業務においては、保証報告書において実施した手続の要約を記載することが求められる。
- 「監査上の主要な検討事項（Key Audit Matters：KAM）」に相当する事項の記載は要求しない。将来、ISSA 5000適用後レビューの際に改めて見直す。

(14) IESBAとの連携

- IAASBとIESBAで共通する概念や定義は、両者の基準で一致している。

(13) 適用

- 2026年12月15日以後開始する期間に対するサステナビリティ情報、又は2026年12月15日以降の特定の日時点のけるサステナビリティ情報に関する保証業務から適用（早期適用可）

6. ISSA 5000の適用支援

- **2025年1月に、ISSA 5000適用に係るサポート資料を公表**

- ① **適用ガイド Implementation Guide [URL](#)**

… アウトリーチ、公開草案のコメント、IAASBボード会議及びサステナビリティ保証タスクフォース（※IAASBの一部のボードメンバー、テクニカルアドバイザー及びスタッフで構成されたサステナビリティ保証プロジェクトに特化して議論を行う小グループのことをいう。）の議論において提起された課題への対応

- ② **結論の根拠 Basis for Conclusions [URL](#)**

… ISSA 5000の公開草案に対するコメントに対応するために行われた判断についての専門的な理由

- ③ **ファクトシート Fact Sheet [URL](#)**

… ISSA 5000の構成及び内容を説明する簡潔な資料

- ④ **FAQとFAQビデオ Frequently Asked Questions and FAQ Video series [URL](#)**

… サステナビリティ情報の保証とISSA 5000に関する幅広い基本的な質問と回答

- **追加のリソースとして、以下を開発予定**

… 適用範囲、品質マネジメント、重要性及び保証報告書の文例に関するガイダンス



7. 日本公認会計士協会による実務指針の開発

- 日本公認会計士協会の会員向けの実務の指針として、ISSA 5000を基にした保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」（仮称）を開発中

《（参考）監査実務指針等の体系》

保証業務実務指針5000（仮称）は、実務指針の分類に該当

体系	概要	会員が遵守すべき基準等への該当
報告書	<p>監査基準を具体化した規定を定めたものであり、監査に関する基準の設定主体からの委任を受けて当協会が規定している。要求事項と適用指針から構成される。</p> <p>※ 品質管理基準報告書、期中レビュー基準報告書及び財務報告内部統制基準報告書もこれに準じた取扱い。</p>	有
実務指針 (解釈指針を含む。)	<p>各指針の取り扱う主題、適用範囲、要求事項及び適用指針で構成される。</p> <p>適用指針のみで構成される実務指針を「解釈指針」という。</p>	有
実務ガイダンス	<p>基本となる基準、報告書及び実務指針の適用を補足するための文書であり、主にQ & A又は設例の形式をとる。</p>	無
研究文書	<p>監査実務指針等に関連する研究の成果である。</p>	無
周知文書	<p>監査基準、報告書及び実務指針の下で会員が監査を実施する際の注意を喚起するものである。</p>	無

(参考) JICPAにおける周知活動



サステナビリティページの開設

https://jicpa.or.jp/specialized_field/sustainability/index.html



JICPA_監査・保証関連情報 @jicpa_audit



@日本公認会計士協会

※サステナビリティページは、

次のJICPAトップページバナーからアクセスできます。



サステナビリティ

近年、企業情報開示におけるサステナビリティ情報の重要性はますます高まっております。当協会は、会員のみならず企業報告の利用者及び作成者を含む多くのステークホルダーの方々との対話を通じて、サステナビリティ情報を含む企業情報開示の有用性及び信頼性の向上に向け、様々な取組、検討を行ってまいります。

サステナビリティ情報開示

国内外のサステナビリティ情報開示に関する動向や各種公表物を紹介します。

サステナビリティ保証

国内外のサステナビリティ保証に関する動向や各種公表物を紹介します。

サステナビリティ能力開発

当協会におけるサステナビリティ能力開発の活動を紹介します。

サステナビリティ入門

サステナビリティ開示・保証に関する基礎的な解説、動画等を紹介します。

●● 信頼の力を未来へ

jicpa



日本公認会計士協会